

# はあとふる



Info. 18

今回は「特別支援学校」についてお伝えします。

特別支援学校は、「**視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）**」に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」（学校教育法第72条）とあります。

障がい配慮した教育を行うために

様々な特別支援学校があります。

## 〈視覚支援〉



弱視の子供には、**見え方の状態に合わせて拡大や白黒反転した教材**を使用して指導したり、**弱視レンズなどの視覚補助具**やコンピュータ操作の技能の習得を目指したりするなどの指導をしています。

## 〈聴覚支援〉

施設設備の面では、**聴覚活用のための機器**（オーゾメータ、補聴器特性検査装置、補聴援助機器等）や、発音・発語指導のための鏡など、さらに、**教科等の指導において、その理解を助けるための視聴覚機器**（大型モニター等）が用意されています。



## 〈知的障がい〉



**実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習**することにより、自分の意思を伝えることや身近な日常生活における行動など、**日常生活や社会生活を送る上で必要な知識や技能**等を身に付けられるようにする継続的、段階的な指導を行っています。

## 〈肢体不自由〉

**可能な限り自らの力で学校生活を送ることができるよう、様々なトイレ**を設けたり、廊下や階段に手すりを設けたり、**車椅子がすれ違えることができるように廊下を幅広くしたり、なだらかなスロープやエレベーターを設置したり、車椅子のまま乗降できるスクールバス**を備えたりするなど、施設・設備にも様々な配慮がされています。



## 〈病弱〉



病気等により、**継続して医療や生活上の管理が必要な子供**に対して、必要な配慮を行いながら教育を行っており、**病院に隣接又は併設されている学校が多くあります**。また、学校と離れた病院においても、**病院内に教室となる場所や職員室等**を確保して、分校又は分教室として設置したり、病院・施設、自宅への訪問教育を行ったりしています。

※参考 文部科学省〈障害に配慮した教育〉